

# ちゅうおう

第206号 2023年



(令和5年11月1日防疫演習風景)

長崎県県央振興局農林部（中央家畜保健衛生所）

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町3118

TEL 0957-25-1331（代）（休日、夜間も携帯電話に転送されます）

FAX 0957-25-1332

E-mail 衛生課 : s34500@pref.nagasaki.lg.jp

防疫課 : s34510@pref.nagasaki.lg.jp

検査課 : s34520@pref.nagasaki.lg.jp

[家保HP]

[防疫課]



HP : <http://www.pref.nagasaki.jp/section/ko-chuokatiku/index.html>

[目 次]

- P.2 … 鳥インフルエンザへの対策強化が必要です
- P.3 … 年末年始に向けた豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等に関する防疫対策の徹底をお願いします!!
- P.4 … 繼続的な豚熱対策の徹底をお願いします  
BSEのサーベイランス対象月齢及び対象区分が変わります
- P.5 … “県内初”豚のレプトスピラによる死産発生!!
- P.6 … 防疫演習を実施しました  
定期報告をお願いします!!

# 鳥インフルエンザへの対策強化が必要です

令和5年11月25日、佐賀県鹿島市の採卵鶏農場で今シーズン初めての高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました（令和5年12月14日現在、4県4事例発生）。さらに野鳥や飼養鳥では、令和5年12月14日現在、16都道県65事例と確認が相次いでいることから、本県にも鳥インフルエンザウイルスが侵入している可能性が十分に考えられ、警戒と対策の強化が必要です。

今年度実施した飼養衛生管理基準の確認において、「項目24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕」の不備が多く認められました。鶏舎等への野生動物の侵入の痕跡については、高病原性鳥インフルエンザ発生農場での疫学調査でも多数の事例で指摘されていることから、これらの不備がないよう対応が求められます（下記写真を参考）。



## 《鶏舎出入口に隙間》



### 対策

出入口の扉と枠のズレで生じた隙間のズれを修復し改善

## 《堆肥舎の防鳥ネットの不備》



### 対策

防鳥ネットの張り直しによる隙間の修繕

## ◎発生防止対策の強化について

ウイルスを鶏舎内に持ち込まないために、より一層の発生防止対策の強化が必要です。具体的には、

- ①鶏舎屋根等の点検の定期的な実施等不備がある場合の速やかな修繕。
- ②鶏舎専用長靴を適正に使用し鶏舎外では使用しない。
- ③鶏舎専用長靴を着用していても、鶏舎出入口で踏込消毒槽に浸る等入念な対策を実施。

といった対応が挙げられます。農場の衛生向上のため、取り組みをお願いします。

愛がんや少羽数飼育であっても、家きんに下記の症状等を認める場合は、自己判断することなく、速やかに家畜保健衛生所へ連絡をしてください。



①1日の死亡羽数が過去21日間の平均死亡羽数の2倍を超える場合

②鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合

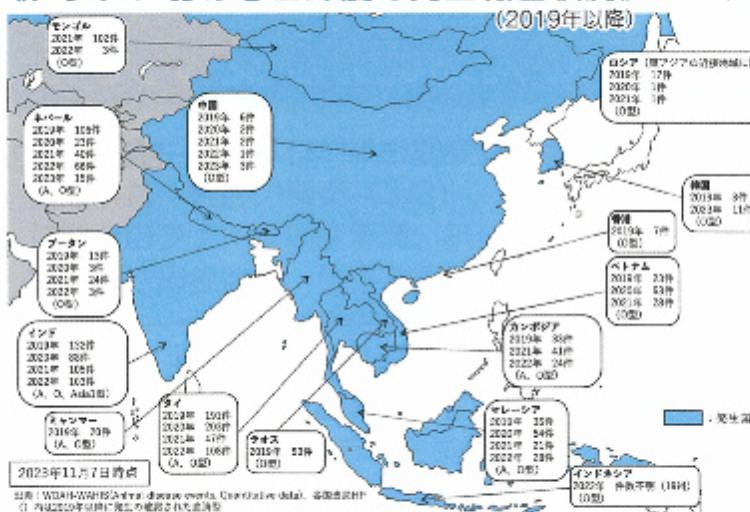
③①に該当しない場合であっても、まとまって死亡またはうずくまっている場合

# 年末年始に向けた豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等に関する防疫対策の徹底をお願いします!!

新型コロナウイルス対策として渡航の制限等の対策が講じられていましたが、令和4年10月11日から入国者数の上限が撤廃されて以降、個人旅行の受入れやビザ免除措置も再開され、新型コロナウイルス流行前の水準に回復しつつあります。そのような中、年末年始は国内での人の移動だけでなく、訪日外国人、出国する日本人も増加していくことが見込まれ、家畜伝染病の国内侵入およびまん延のリスクが高まると考えられます。下記事項に留意のうえ、病原体の侵入防止対策に万全を期して頂きますようお願いします。

万が一、口蹄疫やアフリカ豚熱等を疑う症状を呈する家畜を発見した場合は、直ちに当所まで連絡をお願いします。

## 《アジアにおける口蹄疫の発生報告状況》



## 〈アジアにおける口蹄疫の発生状況(R5年)〉

- 韓国（牛、山羊）：11件
- 中国（牛、水牛、豚）：3件
- ネパール：15件



## ○畜産関係者等の海外渡航の自粛

アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航を自粛してください。

渡航した人を原則農場に立ち入らせないようにしてください。

## ○早期発見・通報及び農場への病原体侵入防止の再徹底

看板の設置等により衛生管理区域に不要な人を立ち入らせず、不要な物を持ち込まないこと。農場従業員も含め、衛生管理区域に立ち入る場合や物を持ち込む場合は、手指、靴等の消毒等必要な措置を実施すること。また、危機感を持って以下の厳守をお願いします。

- ①早期発見・早期通報の徹底
- ②防護柵、防鳥ネットの確認及び人・車両の出入りの厳重管理
- ③農場周辺の消石灰散布などによるウイルス侵入防止の徹底

# 継続的な豚熱対策の徹底をお願いします

九州における豚熱の発生は、8月末の佐賀県での発生以降、確認されていません。また、野生イノシシにおいては直近6か月で1,649頭が検査されており、全例で陰性を確認しています。

しかしながら、野生イノシシの移動によって感染が拡大するだけでなく、人や車両等の移動によって地域や農場内に持ち込まれることも考えられることから、引き続き野生動物の侵入防止対策、入場車両の消毒、豚舎に入る際の長靴の交換等の飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。



野生イノシシ検査状況(H30年9月～R5年11月)  
●:イノシシ確認場所(農林水産省HP)

## ◎豚熱ワクチンについて

ワクチンの効果を発揮するには、適切な接種が重要になりますので、接種適期（40～50日齢）での接種をお願いします。

なお、ワクチンが適切に接種されている場合、豚熱ウイルスが侵入しても症状を示さない可能性が高いと考えます。そのため、特に哺乳豚やワクチン未接種の離乳豚で死亡頭数の増加等がみられた場合は、直ちに家畜保健衛生所までご連絡をお願いします。

## BSEのサーベイランス対象月齢及び対象区分が変わります

BSE（牛海绵状脑症）に関する特定家畜伝染病防疫指針が令和5年11月14日、一部改正され、令和6年4月1日から施行されます。

◎主な変更点は以下のとおりです。

### 改正前（従来のBSE検査）

#### 【全月齢】

特定症状（興奮しやすい、音や光に過剰に反応）を呈する牛

#### 【48か月齢以上】

- ①起立不能を呈し、かつ
- ②進行性の神経症状を呈する牛

#### 【48か月齢未満】

家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又は淘汰された牛（歩行困難、起立不能を呈した牛など）

#### 【96か月齢】一般的な死亡牛

### 改正後（令和6年4月からのBSE検査）

#### 月齢による制限を撤廃

#### 【全月齢】

特定症状を呈する牛、特定症状以外のBSEが否定できない症状を呈する牛\*

\*犬座姿勢、異常歩行、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの  
(感染症や外傷等の一般的な理由で説明できるものを除く)

# “県内初” 豚のレプトスピラによる死産発生!!

「レプトスピラ」は人や多くの動物に病原性を示すらせん状の細菌で、急性感染では食欲不振や発熱を呈し、慢性期になると流産、早死産、虚弱豚の娩出がみられます。今回、管内一養豚場で、レプトスピラによる死産が発生しましたのでご紹介します。

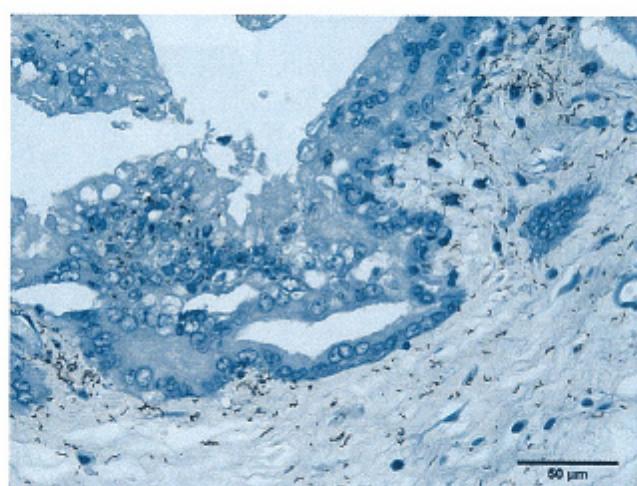
## <発生状況>

- ・令和5年6月から7月にかけて死産が6件発生し、7月に死産で娩出された胎子3頭（白子2頭、黒子1頭）について病性鑑定を実施。
- ・母豚には豚死産3種混合生ワクチン（日本脳炎・豚パルボウイルス感染症・豚ゲタウイルス感染症）を接種済。

## <病性鑑定成績>



白子・黒子の娩出

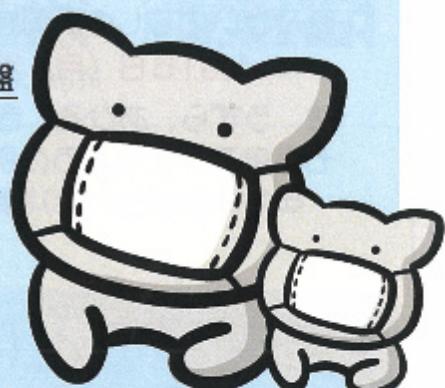


胎盤の免疫染色でらせん状に陽性抗原確認

- ・剖検所見：鼠径リンパ節の軽度腫大、血様腹水または血様胸水貯留以外に特徴所見なし。
- ・病理検査：軽度の腎炎（3/3）、肝臓の壊死様の病変（1/3）、母豚胎盤の壊死・脱落、間質にマクロファージ軽度浸潤。抗*Leptospira interrogans* 血清型*Hebdomadis*抗体を用いた免疫染色で母豚胎盤、胎子3頭の腎臓および1頭の肝臓において、らせん状菌体様物あるいはマクロファージの細胞質内に陽性抗原を確認。
- ・細菌検査（外部機関で実施）：母豚胎盤および胎子腎臓から*Leptospira*属特異的遺伝子が検出され、遺伝子解析の結果、*L.interrogans*と判定。さらに母豚血清から*L.interrogans*血清型*Hebdomadis*に対する抗体を確認。
- ・その他の細菌、ウイルス、寄生虫の関与なし。

## <まとめ>

- ・今回、*L.interrogans*血清型*Hebdomadis*に感染した母豚の胎盤を介して、胎子が本菌に感染し死産に至ったと考えられました。
- ・妊娠期間後期から末期の死流産が継続する場合や血尿等の症状が確認された場合は、レプトスピラ症の可能性も疑われますので、当所に病性鑑定依頼をお願いします。また、レプトスピラは人獣共通感染症であるため、人への感染の防止対策として作業時の手袋の着用や作業後の手指の洗浄、消毒等も重要です。



# 防疫演習を実施しました

10月13日（金）中央家畜保健衛生所と農業大学校体育館において、採卵鶏3万羽規模の高病原性鳥インフルエンザ発生を想定した**防疫資材の積込運搬及び資材仕分け作業並びに後方支援センター設置に係る一連の準備作業**を行いました。参加者は諫早市職員、県央振興局・農林技術開発センター・県イノベーション推進室・県農産園芸課・県畜産課の県職員、見学者も含めて83名でした。

11月1日（水）・2日（木）中央家畜保健衛生所において、県央・西彼保健所職員による**防護服の着脱介助、捕鳥訓練と殺処分、農場清掃・消毒の一連の作業**を実施しました。防疫作業従事者として長崎振興局・県央振興局・農林技術開発センター・農業大学校から県職員68名の参加がありました。さらに、**豚熱発生時の防疫作業についてのビデオ視聴**も行いました。防疫演習終了後には、諫早・川棚食肉衛生検査所獣医師による**鶏の採血等の採材実習**を行いました。



防疫資材の運搬



捕鳥訓練



防護服の脱衣

## 定期報告をお願いします!!

家畜伝染病予防法により、**愛玩目的も含めて**下記の家畜・家きんを1頭（羽）でも所有している方は、**毎年2月1日時点での飼養状況等の報告**が義務付けられています。所定の報告用紙に記入のうえ、当所あて提出してください。報告用紙は長崎県ホームページの県央振興局農林部防疫課からダウンロード可能です。

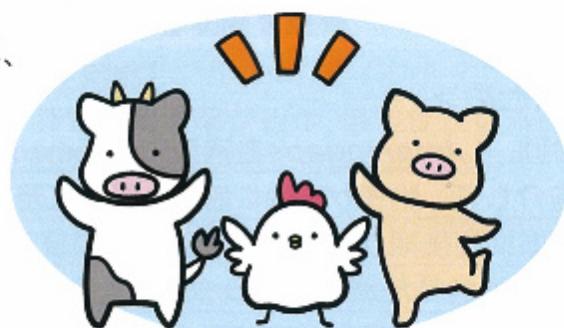
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/teikihoukoku-nogyo/>

提出期限は、牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者

⇒ **4月15日（月）まで**

鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうの所有者

⇒ **6月17日（月）まで**



各畜種ごとに所定の様式を同封しています。